

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
帰国者・接触者外来等設備整備事業	帰国者・接触者外来等の開設者等	次により算出された額の合計額 医療用シェルター等（簡易診療室）及び付帯する備品 知事が必要と認めた額	当該年度に係る 帰国者・接触者外来等を運営するために必要な次の経費 簡易診療室として使用する医療用シェルター（但し堅固なフレームを有する者に限る）等及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和3年度以前から継続して借入をしているものに限る	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備等整備事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 人工呼吸器及び付帯する備品 5,000,000円×知事が必要と認めた台数	当該年度に係る 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために必要な次の経費 人工呼吸器及び付帯する備品の借入れ ※ただし、令和3年度以前から継続して借入れをしているものに限る	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関病床確保事業	知事が新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病床の確保を依頼した医療機関の開設者のうち、協力医療機関、重点医療機関以外の医療機関の開設者（一般医療機関）	次により算出された額の合計額 ①稼働病床及び休止病床の確保料 別添1(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2(1)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ②退院後消毒等に要した経費 知事が必要と認めた額	当該年度に係る ①空床確保に要する経費 ②新型コロナウイルス感染症患者退院後の消毒費用	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
	新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関（協力医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添1(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2(2)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内	
新型コロナウイルス感染症重点医療機関（重点医療機関）として知事が指定した医療機関の開設者、または知事が国と協議して重点医療機関として指定したものとみなした医療機関の開設者	次により算出された額の合計額 ○稼働病床及び休止病床の確保料 別添1(3)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数 ただし、別に定める即応病床使用率の基準等を満たさない場合は、別添2(3)の該当する病床の上限額×知事が必要と認めた日数	当該年度に係る 空床確保に要する経費	10/10以内		
医療人材確保・派遣等支援事業	医療従事者を派遣する医療機関等の開設者	別添3のとおり	当該年度に係る 派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費・宿泊費等（賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料） ※新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業については、上記に加え、次の経費も対象とする 需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378 薬事管理課 026-235-7157 ※薬剤師の派遣に関すること

1 事業名	2 補助事業者	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率	制度担当
時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	医療従事者を派遣等する医療機関の開設者	医師 1人1時間当たり 7,550円 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円	当該年度に係る派遣後の診療体制を構築するための経費、派遣する医療従事者の旅費等（賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金）	10/10以内	感染症対策課 ワクチン接種体制整備室 026-235-7353
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（職域接種分）	新型コロナウイルスワクチンの職域接種を実施する中小企業等の代表者及び大学等の設置者	「新型コロナウイルス追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について（令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）」に基づいて設置した会場での職域接種 接種回数×1,500円	職域接種の実施に係る経費（賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費） ※別に定めるものに限る。	10/10以内	感染症対策課 ワクチン接種体制整備室 026-235-7353
医療従事者宿泊施設確保事業	新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関等の開設者	・医療従事者宿泊施設確保経費 1室当たり 13,100円/日 1食当たり 1,500円 ※ただし、所要経費が上記を下回る場合、その額とする。	当該年度に係る医療従事者の宿泊費、食糧費等	10/10以内	感染症対策課 026-235-7378
新型コロナウイルス感染症外国人患者受入環境整備事業	帰国者・接触者外来の設置等を行う外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の開設者	1医療機関当たり 1,083千円 ※ただし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、429千円を加算する。	当該年度に係る新型コロナウイルス感染症の疑いのある外国人が医療機関を適切に受診できる環境の確保に係る経費（多言語看板、電光掲示板等整備費）	10/10以内	医療政策課 026-235-7131
休業等医療機関等継続・再開支援事業	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった病院・医科診療所の開設者	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限2台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等	1/2以内	医療政策課 026-235-7145
	新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小となった歯科診療所の開設者	1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る診療等の継続・再開に必要な消毒費用等		健康増進課 026-235-7112
	新型コロナウイルス感染症により休業・営業縮小となった薬局の開設者 ※中学校区に1件のみ所在する薬局	次により算出された額の合計額 ①HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応） 1台当たり905千円 ※1施設当たりの上限1台 ②消毒費用等 1施設当たり600千円を上限として、総事業費	当該年度に係る診療等の継続・再開に必要な次の経費 ①HEPAフィルター付き空気清浄機の購入及び借入れ ②消毒費用等		薬事管理課 026-235-7157

注 事業の目的、内容、留意事項等は、別に定める事業実施要領によるものとする。